

福岡県職員措置請求書

県知事及び私学振興課に関する措置請求の要旨

前記：住民監査請求に至るまでの経過

当会(早乙女会)は、平成 29 年 7 月に私学振興課を訪ねて、国際的な非難を浴びながらも核及び核ミサイルの開発を強行する北朝鮮、そしてその出先機関である「朝鮮総連」の強い影響下にある「福岡朝鮮学園」に対する県からの補助金は不適切ではないかという抗議及び質問を行いました。

しかし、担当の職員からは的確な回答を得る事ができなかったために、平成 24 年度から 28 年度までの福岡朝鮮学園に対する補助金について情報開示請求を行い、当会自ら調査を行いました。その結果、領収書が無い旅費に対して補助金が支払われるなど、公金の不適切な支出と思われる項目が多数見つかりましたので平成 30 年 2 月 16 日に私学振興課及び会計課に対して、これらの支出に対して適切であるという証明をしてくださいという「質問書」を送付しました。

その後、回答期限後の 3 月 5 日に私学振興課からの回答が有りましたが、添付資料の通り(「学校法人福岡朝鮮学園への補助金について」を参照してください)、まったく回答になっておりませんので、福岡朝鮮学園への補助金についての「質問書」の回答を得る為及び県が行っている他の補助金についての現状を知るべく住民監査請求を行いました。

一 請求の要旨

平成 24 年度から 28 年度の間、県知事及び私学振興課が実施した福岡朝鮮学園への私立外国人学校教育振興費補助金の中に、下記のような「違法・不当な支出」と思われるものが存在します。

尚、支出についての詳細及び違法・不当な理由等は、添付しました資料の「福岡朝鮮学園への補助金についての質問書」を参照してください。

【不適切な財務会計上の行為と思われるもの】

- ①、領収書などの証明も無いままに支出されている旅費が補助金全体の 2 割に及びます。
- ②、学校への補助金であるのに、その全体の 2 割が「打ち上げ花火」に支出されています。
- ③、領収書の有る旅費への支出についても「適切な支出」と判断できない状態で補助金が支払われている物が有ります。
- ④、記念切手の購入や郵便料金の支払い方法等についても不適切または改善すべき点が有ります。
- ⑤、補助金として支出されている燃料費についても適切ではないと思えるものが有ります。
- ⑥、景品や賞品への補助金の中に缶ビールや高額な商品など、学校に対する補助金としては不適切な支出が有ります。
- ⑦、購入された商品が不明なままで補助金が支出されているものが有ります。
- ⑧、まったく個人的な使用としか判断できない飲料水(スポーツドリンクなど)に対する補助金の支出が有ります。
- ⑨、チラシやポスターについての補助金が支出されていますが、その配布と貼付の状況について県の確認がなされていないのではないのか?という疑問があります。
- ⑩、その他にも「不適切な支出」と思われるものが有ります。詳細は添付しました資料の「福岡朝鮮学園への補助金についての質問書」内の「(12)その他に問題が有ると思われる支出」を参照してください。

【不適切な支出による損害】

上記①の「領収書の無い旅費への支出」については五年間で約 106 万円、②の「打上げ花火」については五年間で約 110 万円、その他の③～⑩までを含めると 300 万円前後の公金が、学校への補助金としては「不適切」または「不当」と考えられる支出によって損害が発生していると思われま

【請求する措置の内容】

- (1) 私学振興課と会計課は、当会が送付した「質問書」の全項目への回答を行うことを求めます。
- (2) 上記の「質問書」に対する私学振興課からの回答には「福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金交付要綱」に基づき 1/2 の範囲で補助を行っているとの有ります。この場合、この補助金交付要綱内に「外部団体に対しても領収書が無い状態で補助金を交付しても良い」という内容の記載が無い場合や、県の条例、県庁の内規、議会の承認などにも、その内容がない場合には、明らかな違法で不適切な支出に成りますので、領収書が無い状態で支出された補助金並びにその他に不適切と判断される補助金の全額を返還させると同時に、補助金その物の廃止を求めます。
- (3) 添付資料の「年度別旅費」にあるNo. 1 からNo.202 までの「領収書が無い旅費」への補助金の支出が適切であるという証明を私学振興課に行わせて下さい。もしこれで適切であるとの証明が成されない場合には、福岡朝鮮学園からの補助金の返還を求めます。また仮に福岡朝鮮学園から補助金の返還がなされない場合には、行政の責任者である知事による弁済を求めます。
- (4) 【不適切な財務会計上の行為と思われるもの】の②については、その支出が監査委員によって適切・不適切と判断され、適切であるとの判断がなされた場合には、その理由の説明を県民に知らしめるために記者会見等の公の場で行う事を求めます。不適切と判断の場合には、福岡朝鮮学園からの補助金の返還または知事による弁済を求めます。
- (5) 同じく③については、提出されている切符の領収書を、購入した JR 等に「問い合わせ確認」を行い「乗降駅」「切符の使用の有無」の履歴確認を行う事を求めます。
- (6) 同じく④～⑩については、監査委員によって不適切な支出と判断されるものについては、福岡朝鮮学園からの補助金の返還もしくは知事による弁済。また、適切であると判断された場合には、その理由の説明を県民に知らしめるために記者会見等の公の場で行う事を求めます。
- (7) 県が行っている他の外部団体への補助金についても領収書が無い状態での支出、補助金の対象としては疑問・不適切であるような物への支出、そして補助金の対象が不明な状態のまま支出されているなどの「不適切な支出」の有無を監査委員が調査する事を求めます。
- (8) 上記の調査で「不適切な支出」があった場合、その件数・内容・金額を県民に知らしめるために記者会見等の公の場で公表する事と、それらの金額の返還または知事による弁済を求めます。
- (9) ある年度には補助金の対象外とされていても、他の年度には対象と認められたり、または担当職員による判断の違いなどの曖昧な基準によって現在の補助金の支出は行われているので、
 - ①領収書の無いものに対しては補助金の支出を認めない。
 - ②補助金の支出について何を認め何を認めないのかの基準を決める(特に換金が容易な切手・商品券・プリペイドカード類は対象から外す)。
 - ③「打上げ花火」等のように高額な支出と成らないように対象項目(商品)ごとの金額または購入総額の上限を決める。
 - ④旅費などの領収書については必ずその切符が使用されたという確認を行う。

- ⑤支出される、または支出された補助金の支出後の使用状況を確認する方法を確立する(特にチラシやポスター、景品や賞品等に対して)。
- ⑥切手などのように購入時の領収書はあっても、それが確実にすべて使用されたという確認が取りにくいものについては、郵便窓口による支払い等のように使用した数が明確に分かるような支払い方法を指定するか、補助金の対象から外す。
- ⑦後納郵便料など、対象事業とは関係ない料金まで含まれる場合には、必ず領収書と共にその使用明細も提出させて確認を行う。

等のガイドラインの整備と、後日の精査のために十分な記録を残すため、表計算ソフトなどに記録用のテンプレートを作成して、領収書の内容や内訳などの必要な情報を入力するようにし、誰が行っても同じレベルで記録や精査が行えるように整備する。また、このガイドラインと記録用テンプレートが整備されるまでは、福岡朝鮮学園に対する補助金を停止する事を求めます。

- (10) 今後も補助金の不適切及び不当な支出を防ぐために、上記の(1)から(9)までの措置が完全に実現されるまでは、福岡朝鮮学園に対しての補助金の支出を停止する事を求めます。
- (11) そもそも学校教育法に当てはまらず、一条校ではない福岡朝鮮学園に対して「私立外国人学校教育振興費補助金」という名目で県民の税金が支出されている事は、行政が特定の民族のみを優遇するという差別であり、行政としては適切ではありません。

今後、「私立外国人学校教育振興費補助金」として補助金交付を福岡朝鮮学園に対し行う際は、学園自体を日本の学校教育法に沿った学校形成に改正するように求め、その間は一時的に補助金の支出を停止して、それが実現した後に再開させる事を求めます。

また今後、学校へ補助金を支出する際には、学校教育法に記された「一条校」のみに限定すべきです。※尚、補助金の対象となっているもう一校の福岡インターナショナルスクールは国際バカロレアの認定校であり、文科省から一条校と同等と認定されています。

- (12) 平成28年3月29日の政府(文科省)による通達「朝鮮学校に係わる補助金交付に関する留意点について」に有るように北朝鮮と朝鮮総連、そして朝鮮総連と朝鮮学校は密接な関係を有していると記されています。よってこの三者の関係は、北朝鮮＝朝鮮総連＝朝鮮学校と言っても良く、福岡朝鮮学園に対して補助金をもって支援するという事は、間接的に北朝鮮を金銭的に支援する事と同じです。

また、北朝鮮は現在、アメリカ合衆国からテロ支援国家に指定されており、国連安全保障理事会からも核や核ミサイル開発を行っているとして、経済的な制裁を受けています。その最中に朝鮮学校へ金銭的な支援を行うという事は、県知事及び県庁がテロ国家を支援して、国連安全保障理事会の決定に対しても弓を引く行為だと言えます。

もし、知事や私学振興課が福岡朝鮮学園に対する補助金の支出を続けるのならば、北朝鮮及びその出先機関である朝鮮総連と朝鮮学校が関係の無い事を証明して下さい。そしてそれを県民に広く知られるべく、記者会見等の公の場で説明する事を求めます。もしその証明ができないのならば即刻、福岡朝鮮学園に対する補助金の廃止を求めます。

二 請求者

住所

職業

氏名(自署)

印

(連絡先) TEL

三 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成 年 月 日

福岡県監査委員 殿